

新市スポ協第11号  
令和4年4月6日

加盟団体会長 様  
区スポーツ協会会長 様  
スポーツ少年団代表者 様

公益財団法人新潟市スポーツ協会  
専務理事 木津 茂

今後のスポーツ活動について（令和4年4月6日時点）

平素よりスポーツの普及・振興にご尽力いただき感謝申し上げます。  
新潟市教育委員会およびスポーツ振興課より別紙のとおり通知がありましたので  
下記の通りお知らせいたします。

記

1. 今後のスポーツ活動について

- スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブ等の施設利用は、これまで自団体のみ  
の活動とする制限がありましたが、4月7日（木）から解除されます。
- これにより、スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブの活動については、制限が  
すべて解除されますが、引き続き感染拡大防止の徹底をお願いします。

2. 学校開放事業について

- 4月11日（月）から学校開放事業が再開されます。

公益財団法人新潟市スポーツ協会

TEL：025-266-8250 FAX：025-266-8332

Mail：info@niigatashi-sports.or.jp



新 ス 第 8 号  
令和 4 年 4 月 5 日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会  
会長 中原 八一 様

新潟市スポーツ振興課長

### 体育施設利用にかかる制限の解除について

日頃から、本市のスポーツ振興に多大なるご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。  
先月のまん延防止等重点措置期間の解除後、一部の制限を設け体育施設を再開して  
いましたが、標記の件について、教育委員会から別添のとおり決定がありましたので  
お知らせします。

つきましては、大変お手数ですが、貴協会より各区スポーツ協会、スポーツ少年団、  
各種競技団体等に、下記について周知くださいますようお願いいたします。

### 記

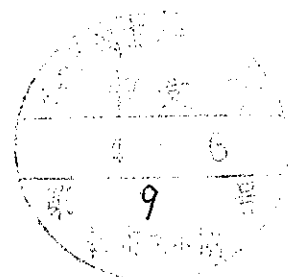
- 1) スポーツ少年団、ジュニアスポーツクラブ等の施設利用は、これまでの自団  
体のみの活動としていた制限を4月7日(木)から解除する。
- 2) 感染が収束したものではなく、未だ市内で感染者数が大きく減少していない  
状況であるため、引き続き感染拡大防止の徹底を図ること。

#### ■問い合わせ

新潟市スポーツ振興課 新井田

電話：025-226-2588

メール：sports@city.niigata.lg.jp





新地教推第19号  
令和4年4月5日

公益財団法人 新潟市スポーツ協会  
会長 中原 八一 様

新潟市教育委員会  
地域教育推進課長

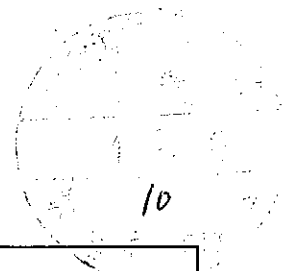
学校開放事業の再開について（お知らせ）

日ごろから、市民スポーツ活動の普及・振興にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年3月23日付け新地教推第860号にて、学校開放事業の休止の継続についてご連絡をさせていただいておりましたが、市立学校の部活動における対外的な活動の制限が一部緩和されることを受けて、令和4年4月11日から学校開放事業を再開いたします。

学校開放事業の利用団体の皆様には、休止についてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。再開にあたっては、活動中だけでなく活動の前後も含めて、引き続き感染症対策を徹底していただいたうえで、活動していただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等によっては、再び学校開放事業を休止することもございますので、ご承知おきください。



<お問い合わせ先>

新潟市教育委員会 地域教育推進課 笠井  
電話：025-226-3218  
メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp



令和4年4月5日

新潟市学校開放事業利用団体 各位

新潟市教育委員会  
地域教育推進課

## 新潟市立小・中・特別支援・高等学校における学校開放事業の再開について

日頃より、学校開放事業にご協力いただき、ありがとうございます。

令和4年3月4日付文書「市立小・中・特別支援・高等学校における学校開放事業の休止期間について」にて、学校開放事業を当分の間、休止することをお知らせしておりましたが、市立学校の部活動における対外的な活動の制限が一部緩和されることを受け、下記のとおり再開します。

再開にあたっては、「新潟市学校開放事業感染拡大予防ガイドライン」のほか、下記の内容についても団体内で必ず共有いただき、感染症対策の徹底にご協力をお願いします。

### 記

#### 1 学校開放事業の再開日

**令和4年4月11日（月）**

#### 2 事業再開にあたって

部活動では、近隣校との2校間に限って対外的な活動を再開するような状況であり、引き続き徹底した感染症対策のもとで活動が行われます。このことを踏まえ、学校開放事業を利用される方全員が、下記の内容を必ず守るようにしてください。

- |   |
|---|
| <p>(1) <b><u>「新潟市学校開放事業感染拡大予防ガイドライン」</u></b>の遵守・徹底をお願いします。</p> <p>(2) 活動中だけでなく、<b><u>活動前後の更衣室等での着替えや清掃・消毒時、学校を出る際なども密を避けるようにし、長時間の会話は控えるなど</u></b>、より一層の感染症対策の徹底をお願いします。</p> <p>(3) 利用後の<b><u>清掃・消毒作業</u></b>は、活動時間中に作業時間を十分に確保できるよう調整し、必ず実施してください。実施後は、学校開放玄関等に設置している<b><u>「学校開放消毒記録簿」</u></b>の記入も忘れずに行ってください。</p> |
|---|

#### 3 使用料の還付について

今回の休止期間を含め、自己都合によらず活動を休止した日が、年間を通して一定日数以上ある利用団体は、年間使用料の還付を受けることができます。詳しくは、「令和4年度 学校開放利用の手引き」をご確認ください。

(次頁へ続く)

#### 4 その他

- ・今後の新型コロナウイルスの感染状況等によっては、再び事業を休止する場合がありますのでご承知おきください。
- ・事業の休止が決まった場合など、重要なお知らせがある場合、市ホームページ「学校開放事業」のほか、各団体の事務連絡者の方と「令和4年度 学校開放一斉メール」にご登録いただいた方へのメール配信によって、お知らせいたします。登録フォームは、市ホームページまたは「令和4年度 学校開放利用の手引き」をご確認ください。

以上

#### 問い合わせ先

新潟市教育員会地域教育推進課 学校開放担当

電話：025-226-3232 F A X：025-226-0053

メール：chiiki.edu@city.niigata.lg.jp



新教支第30号  
令和4年4月5日

市立中・中等教育学校長 様  
市立高等学校長 様

新潟市教育委員会学校支援課長

部活動の実施について（通知）

日頃より、学校園における新型コロナウイルス感染症対策において、ご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、市内の感染状況等をふまえ、部活動については下記のように対応いただきますようお願いいたします。

記

○4月7日（木）以降、新潟市立中学校、中等教育学校での部活動においては、下記の点について十分な感染対策を講じながら実施すること。

・活動日、活動時間は、新潟市部活動ガイドラインに従って実施する。

・他校との交流については、近隣校との2校間でのみ可とする。

※複数校で合同チームを編成している場合は、そのチームを一校として捉える。

※中・高体連、県や全国の各競技・文化団体（連盟や協会）による公式な大会及びコンクールや発表会の参加についてはこの限りではない。

様々な自治体の感染状況を見ると、運動中より活動の前後の過ごし方が大きく影響しているとの報告がある。よって、感染予防の観点から以下の点に十分留意する。

・昼食を取る必要がある時間帯の練習は避ける。

・活動中だけでなく活動の前後の時間帯や帰宅時においても、部室や更衣室等での密を避けるようにし、手洗い・消毒を徹底する。

・原則として、通常の活動場所のみの活動とする。

・活動中は互いの間隔を空け、できるだけ身体接触を避ける。

・身体活動や演奏を伴わない時間、低負荷の運動時はマスクを着用する。

・市立高等学校は、これまでの県教育委員会発出の通知に準ずる。

分類番号 6 1 0 8

担当 学校支援課

指導主事 高見 潤

TEL 025-226-3261

Email j.takami3535@city.niigata.lg.jp